

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 5 月 24 日（火）第3214号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 1

告 示

- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 2
○計量器の定期検査の実施（商工政策課取扱い） 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
（商工政策課取扱い） 4

教 育 委 員 会 規 則

- 大学院修学休業に係る学校職員の期末手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則（※）
（教職員課取扱い） 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 参議院鹿児島県選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数（選挙管理委員会取扱い） 4
○鹿児島県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数（選挙管理委員会取扱い） 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

規 則

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第31号

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第5号中「をいう」を「（同条第1項の承認（以下この号において「承認」という。）に係る育児休業の期間が1回の承認につき1箇月以下であり、かつ、基準日以前6箇月以内の期間における育児休業の期間が1箇月以下である職員を除く。）をいう」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の規定は、平成28年6月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の算定から適用する。

告 示

鹿児島県告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 5 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
指宿市山川利永字前田1396番 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第543号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成28年 5 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成28年 6 月 28 日	10 : 00 ~ 14 : 30	南さつま市	金峰文化センター
平成28年 6 月 29 日	10 : 30 ~ 12 : 00	南さつま市	坊津漁船員総合センター
平成28年 6 月 29 日	13 : 00 ~ 14 : 30	南さつま市	坊泊地区公民館
平成28年 6 月 30 日	10 : 30 ~ 12 : 00	南さつま市	笠沙自然休養村管理センター
平成28年 6 月 30 日	13 : 30 ~ 14 : 30	南さつま市	野間池公民館
平成28年 7 月 1 日	10 : 00 ~ 14 : 00	南さつま市	並木コミュニティハウス
平成28年 7 月 4 日	10 : 30 ~ 14 : 00	南さつま市	大浦地区公民館
平成28年 7 月 5 日	10 : 30 ~ 15 : 00	南さつま市	小松原公民館
平成28年 7 月 6 日	11 : 00 ~ 12 : 00	南さつま市	津貫地区公民館
平成28年 7 月 6 日	13 : 30 ~ 15 : 00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
平成28年 7 月 7 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
平成28年 7 月 8 日	10 : 00 ~ 15 : 00	南さつま市	総合保健福祉センターふれあいかせだ
平成28年 7 月 14 日	13 : 00 ~ 16 : 00	錦江町	錦江町役場田代支所
平成28年 7 月 15 日	9 : 00 ~ 14 : 00	錦江町	錦江町役場
平成28年 7 月 19 日	13 : 30 ~ 14 : 30	南大隅町	大泊公民館

平成28年 7 月 19 日	15 : 30 ~ 15 : 45	南大隅町	旧辺塚小学校
平成28年 7 月 19 日	16 : 30 ~ 16 : 45	南大隅町	旧郡小学校
平成28年 7 月 20 日	9 : 00 ~ 12 : 00	南大隅町	南大隅町役場佐多支所
平成28年 7 月 20 日	15 : 00 ~ 16 : 00	南大隅町	横ビュー高原ふれあい館
平成28年 7 月 21 日	9 : 00 ~ 14 : 00	南大隅町	鹿児島きもつき農協根占支所
平成28年 7 月 25 日	11 : 00 ~ 16 : 30	肝付町	肝付町文化センター
平成28年 7 月 26 日	9 : 00 ~ 10 : 00	肝付町	肝付町役場岸良出張所
平成28年 7 月 26 日	11 : 00 ~ 14 : 00	肝付町	肝付町内之浦銀河アリーナ
平成28年 7 月 27 日	13 : 00 ~ 16 : 00	東串良町	町農村環境改善センター
平成28年 7 月 28 日	9 : 00 ~ 12 : 00	東串良町	東串良町総合センター
平成28年 7 月 28 日	15 : 00 ~ 16 : 00	大崎町	野方農村環境改善センター
平成28年 7 月 29 日	9 : 00 ~ 12 : 00	大崎町	大崎町中央公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり，分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成28年6月28日から平成29年2月28日までとする。

鹿児島県告示第544号

阿久根市大川10873番地1 神之田求及び阿久根市大川170番地19 尻無浜勝弘からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年 5 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

1 区域 阿久根市大川区域（阿久根市大字大川の地区）

2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業又は主としてごち網漁業を営む漁業

大隅地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年 5 月 24 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
Chocott	鹿屋市西原二丁目553	合同会社 Justa Little	鹿屋市西原二丁目553	宇津野なり子	平成28年4月6日	児童発達支援・放課後等サービス

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年5月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成28年5月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ伊集院店
日置市伊集院町大田字野首862番1 外10筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成27年11月17日
- 3 意見の概要
交通安全、交通渋滞、騒音など大規模小売店舗を設置する事業者が配慮すべき事項について、国が定める指針に基づき、必要な措置を講じていることから、周辺地域の生活環境の保持について支障は無いと考えます。

教育委員会規則

大学院修学休業に係る学校職員の期末手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月24日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第12号

大学院修学休業に係る学校職員の期末手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

大学院修学休業に係る学校職員の期末手当等の支給に関する規則（平成13年鹿児島県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「をいう」を「（同条第1項の承認（以下この号において「承認」という。）に係る育児休業の期間が1回の承認につき1箇月以下であり、かつ、基準日以前6箇月以内の期間における育児休業の期間が1箇月以下である職員を除く。）をいう」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大学院修学休業に係る学校職員の期末手当等の支給に関する規則の規定は、平成28年6月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の算定から適用する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第9号

参議院鹿児島県選出議員選挙において、候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

なお、平成25年6月4日鹿児島県選挙管理委員会告示第10号（参議院鹿児島県選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数）は、廃止する。

平成28年5月24日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数
---------	------	---------

鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1回
株式会社南日本放送	ラジオ放送	1回
株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送	1回
株式会社鹿児島放送	テレビジョン放送	1回

鹿児島県選挙管理委員会告示第10号

鹿児島県知事選挙において、候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

なお、平成24年5月22日鹿児島県選挙管理委員会告示第9号（鹿児島県知事選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び回数について）は、廃止する。

平成28年5月24日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数
株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送	1回
株式会社鹿児島放送	テレビジョン放送	1回
株式会社南日本放送	テレビジョン放送	1回
鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1回

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第54号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年5月24日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRAデラマイッタ3rd99V	豊丸産業株式会社	6P0384
ぱちんこ遊技機	CRDD北斗の拳WXC	株式会社高尾	6P0333
ぱちんこ遊技機	ちよいパチ 甞りぱちんこ～花満開～29	株式会社ソフィア	6P0399
ぱちんこ遊技機	CRフィーバーa-nation	株式会社三共	6P0291
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー機動戦士ガンダム3Y	株式会社三共	6P0340
ぱちんこ遊技機	CR戦国無双猛将伝YCE	株式会社サンスリー	6P0378
ぱちんこ遊技機	CRAソルジャーSRT	マルホン工業株式会社	6P0327
ぱちんこ遊技機	CRAデジハネガオガオキング2STJ	サミー株式会社	6P0393
回胴式遊技機	A-SLOT偽物語/ZR	サミー株式会社	6S0236
回胴式遊技機	A-SLOT北斗の拳 強敵/ZS	サミー株式会社	6S0341
回胴式遊技機	パチスロ火曜サスペンス劇場/ZZ	タイヨーエレクトリック株式会社	6S0296